

古物営業法施行規則の改正について

改正のポイント

古物商が買受けを行う際の本人確認義務等が強化されます



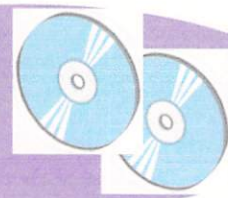
古物商

改正前

古物商は、対価の総額が一万円未満の商品を買い受ける場合には、オートバイやゲームソフトを除いて取引の相手方の確認や帳簿等への記載をしなくてもよいとされてきました。

改正後

書籍やCD・DVD等についても、値段にかかわらず、相手方の確認や帳簿等への記載が求められることになりました（総額一万円以上の買受けについては、今でも全ての商品について相手方の確認などが必要です。）



古物商に書籍やCD・DVD等を持ち込まれる方へのお願い

古物商に書籍やCD・DVD等を売却する場合は、値段にかかわらず本人確認を求められることとなりますので、身分証明書、運転免許証、保険証等を持参するようにして下さい。

施行日

平成23年4月1日から施行されます。

※ 詳しくは、警察本部生活安全企画課防犯営業係又は最寄りの警察署生活安全課にお尋ね下さい。